

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において3番 杉本君、20番 辻本君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（中本正人君）日程第2 一般質問を行います。

順番8、6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）2日目のトップバッターとして、よろしくお願いを申し上げます。

まずはじめに、このたび日本に上陸した台風の風水害でお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表します。そして、行方不明になられた方々が1日も早く見つかりますように願います。また、被災され避難生活を余儀なくされている皆さま方にお見舞いを申し上げます。

改めまして、おはようございます。今年は、2016年リオオリンピックにおいて、金メダル12個、銀メダル8個、銅メダル21個と、メダ

ル獲得数は第6位となりました。400m個人メドレー、萩野公介選手がリオ五輪日本人金メダル第1号となり、平成生まれ初の金メダリストとなりました。昨日、経済推進部長もおっしゃっていた、8月11日、ガンバレの日には、200m平泳ぎにおいて、金藤理絵選手が同種目24年ぶりの金メダリストになり、競泳女子では史上最年長メダリストになりました。そして、200mバタフライ銀メダル、200m個人メドレー銀メダル、400m個人メドレー銀メダル、4×200mフリーリレーにおいて52年ぶりの銅メダル獲得をしました。400m個人メドレーにおいて、ダブル表彰台は60年ぶりであり、古川勝選手が金メダルをとってから60年ということで、水泳のまち橋本市に活力をいただける大会となりました。

そして、今、行われているリオパラリンピックの競泳に出場された、2004年アテネパラリンピック銅メダル、2012年ロンドンパラリンピック銀メダルを獲得したメダリスト、中村智太郎選手の地元でもあり、そして、郷土の誇り、ベルリンオリンピックの金メダリスト前畑秀子選手の出身地でもあります。東京オリンピック開催に向け、水泳のまち橋本市民プールにサブプールの増設の検討をはいかがでしょうか。

1、既存の施設で開催できる大会の限界は。

2、サブプールができることにより開催できる大会は。

3、サブプールをつくることによる橋本市のアピールと経済効果は。

4、増設費用はいくらぐらいかかりそうか。また、増設場所はあるのか。

大項目2でございます。空き家対策の進捗

状況についてでございます。

1、いわゆる空き家対策特別措置法が完全施行されてから約1年と3カ月がたちましたが、本市の取り組みの進捗状況は。

2、ある地区において空き家が倒壊しましたが、市内において倒壊が予想できる場合の対策はどのようにされているのか。

3、空き家に隣接する住居に対する説明はどのようにされているのか。

大項目が三つ目でございます。樋門周辺の水害対策の進捗状況についてでございます。

1、市内各樋門排水ポンプの設置の進捗状況は。

2、大谷川樋門周辺のフラップゲート設置と越流防止対策はいつ頃できるのか。

以上でございます。答弁のほう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中本正人君）6番 小林君の質問項目1、水泳のまち橋本市民プールにサブプール増設に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（森中寛仁君）登壇〕

○教育部長（森中寛仁君）皆さん、おはようございます。

お答えさせていただきます。

橋本市は、オリンピック水泳金メダリストの前畑秀子、古川勝両選手を輩出しており、毎年8月には、両選手を顕彰する前畑古川記念水泳大会を開催して、水泳のまちとして広く周知を図っているところであります。

この大会の会場となっているのが、橋本市運動公園に設置されている50mプールであり、その規格内容は、長さ50m、プール全幅25.01m、レーン数10レーン、レーン幅2.35m、水深は最も浅いところで1.2m、最も深いところで1.4mとなっております。

この規格内容で開催できる最も大きな大会を和歌山県水泳連盟に確認したところ、特例

ではありますが、流水プールをサブプールがわりに利用したとしても、公式戦としては高校生の県大会までとのことであります。

これ以上の大会を開催するには、議員おただしのとおりサブプールを設置する必要がありますが、長さ25m、レーン数6のサブプールを建設するためには、概算ではありますが約1億円の費用が必要となります。

また、サブプールの設置以外にも、50mプールの水深が最も浅いところで1.35m以上なければならないという規定があるため、既存プールの深さを変更する工事が必要となるだけでなく、観客席の設置が必要となることや、屋内プールが望ましいなど、さまざまな条件をクリアする必要があります。

これらの条件をクリアして、全国レベルの大会を開催した場合、前畑秀子・古川勝両選手のさらなる顕彰につながるとともに、水泳のまち橋本市として大きくアピールすることができると思われれます。

また、費用対効果を考える必要がありますが、選手関係者などが多数訪れることが想定されておりますので、宿泊客、飲食、物販等においても経済効果が見込まれると思われれます。

しかしながら、サブプールの建設だけで1億円の費用が必要となるだけでなく、プールの規格内容の変更や観客席の設置など、全ての条件をクリアするには莫大な費用が必要となり、本市の厳しい財政状況を勘案してもクリアするのは非常に難しいと思われるだけでなく、既存のプールに隣接してサブプール及び、観客席を設置する場所がないのが現状でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番(小林 弘君) どうもありがとうございます。今回のオリンピック、水泳から始まってメダルラッシュで、オリンピックのメダルをとって行くのにすごい起爆剤になったんかなと、テレビを見てかなり感動したもんでございますけども、橋本市に80年前に前畑という女性の方が出身されて、ベルリンという開戦当時の状況下の中、日本国民のために金メダルをとっていただけました。その20年後にはまた橋本市のほうから、古川勝選手というすばらしい金メダリスト。また、現在、中村智太郎君が命がけで戦っていただけました。二つの、ブロンドのメダル、またシルバーのメダルと、二つもとっていただいているという本市において、大会が、サブプールに流水のプールを使ったらかろうじてできるのと違うかというだけで、多分、無理でしょう。流れるプールをサブプールに使うことは多分、無理なんだと思いますけども、建設の当時に、今の既存のプール50mの水深について、浅いところ1.2を、なぜ1.35にできなかった理由は何かあったんかを再質問させていただきます。

○議長(中本正人君) 教育部長。

○教育部長(森中寛仁君) お答えいたします。

市民プールにつきましては、50mプールは平成3年の7月、翌年の平成4年には子どもプール、平成7年には流水プールが完成してございます。50mプールにつきましては、もう25年前になりますので、当時の、どうしてもその深い水深にしなかったかというふうな記録がございませんが、多分、当時、近隣の市町には町民プールでありますとか、そういうのがあったんですけど、橋本市はそういう市民プールがなかったということで、まずはレジャープールからスタートしたのではないかなと思います。

したがって、あまり深い水深にされずと、お子さまから利用されるレジャープー

ルとして、やはり危険も伴うというふうなところで、このような水深になったのではないかなと思います。

そして、また50mプールとした経過といたしましては、建設当時に、先ほど議員も申し上げられました前畑秀子さん、兵藤秀子さんにアドバイスを伺ったところ、やはり50mとして市内の子どもたちが水泳の大会ができる、やはり規格のプールを設置しなさいと、そして、幅につきましては、横に泳ぐと25mのプールとしても利用できる、縦50m、横25mにしなさいというふうなご指導のもとで、現在のプールを設置したと考えられます。

○議長(中本正人君) 6番 小林君。

○6番(小林 弘君) ありがとうございます。わずか15cmの差やったんで、そのときに前畑先生の助言があったんであれば、サブがなくても大きな大会の規格におうたようなプールにしていただけたらありがたかったかなと思います。今の財政状況の中で、今の50mプールを改装せよとか、今、僕をお願いしているサブプール建設にあたって1億円からのお金が要するというので、大変なことだと思っております。

ただ、この橋本市のメダリスト3名もおる中で、橋本市は市民プールの競技をどないしてこれから大きなものにしていくんよというのは、心の中にとどめておいてもらったほうが僕はいいと思います。財政状況が厳しいからでけへんじゃなしに、命がけで戦っていただけました先人2人と、今現在戦ってくれておる中村智太郎君に敬意を表するためにも、橋本市は水泳のまち橋本市なんだということを、市外にアピールできるようにしていただきたい。ぜひとも前向きにちょっと考えていただきたいと僕は思います。

市長、よろしいですか。

○議長(中本正人君) 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

小林議員の質問にお答えをします。

確かに、前畑さん、古川さん、智太郎君、本当に偉大なスイマーが誕生をしてきました。そういう面で、水泳のまちとして何か情報発信をしていくということは大変重要なことかなとは思っています。

ただ、これはプールだけではなくて運動公園の設備自体が、そういう大きい大会をできるような規格ではありません。陸上競技場においても中体連までしかできませんし、サッカーについても、観客席がないという、こっち側にありますけど、そこではなかなか大きい大会はできない。どちらかという、市民のための運動公園のつくりにしてるのかなというふうに思います。

また、運動公園の整備計画につきましても既に終了をしておりますので、ここにどういう形でお金がついてくるのかという、恐らくもう国からの補助もないと思いますし、野球場につきましても同様に、もう計画が終わった段階ですので、そこに国のお金を入れていくとかというのはもう無理な状況です。

そして、今の財政状況を考えますと、来年が本当に一番厳しい年になります。今回もたくさんのお金の要る話をさせていただいていますが、非常に厳しい財政状況の中で、一つ間違えれば赤字団体になるような状況の中で、来年度予算についても十分、事業の精査をしながら進めていきたいというふうに思っています。

ただ、ソフト的なことで、やはり朝ドラに挑戦ということも進めておりますし、古川選手の顕彰というの、これからソフト面でどういう形で進めていくかというのは、教育委員会とともに一緒に考えていきながら、どういう方法があるのかというのは検討していき

たいと思っています。残念ながら、ハード面については期待にお応えすることはできません。明言をしておきますので、そういう中で顕彰という部分についてはしっかりと今後も取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）市長、ありがとうございます。

大変厳しい財政状況の中で、サブプールに関して1億円もかかる話なんで、大変あかん答えになるんだろうと思いつつ質問させてもうた意見でございますけども、難しいね、なかなか。ただ、本当に水泳のまちで、こんだけのメダリスト、なかなか出る市というのは少ないのかなと。やっぱり後世にその人たちの功績を当然残していかなあかん中で、市民プールのわかりやすいところに、前畑選手、古川選手、現在の智太郎選手、現役で活躍しておるんですけども、そういう歴史のわかるようなものを来てくれたお客さまに、この市はこういうメダリストがいたんだとわかるようなもの、来てくれた方に見ただけのようものを市民プールのほうにつくっていたかというお考えというのはあるんでしょうか。誰に聞いたらわかるんですかね。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）そういうものにつきましては、少し考えていきたいというふうには思っています。おととい、ライオンズクラブの協力をいただきまして、市民プールの入り口のところに前畑古川記念プールという石碑を建てさせていただいています。入り口は橋本市民プールと書いてあるんですけども、その部分も手直しをして、今書いてあるところを、前畑古川記念プールというふうな形に修正をして、条例的にはちょっと見ていな

いんですけども、そういうプールの名称変更であるとか、写真を入り口のところに掲示していくとか、ちょっとさまざまな、今できることについては検討をしていきたいと思っています。

名誉市民の石碑は、市役所の正面のほうに、あれはロータリークラブでしたか、寄贈していただいておりますし、プールのところにもそういう顕彰するようなものを考えていきたいと、すぐにはできませんけども、どういうものが一番いいのかというような、ホームページ上でもっとアピールする方法があるのではないかと思いますし、それについては十分、教育委員会と広報担当とも協議をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）市長、ありがとうございます。

何にしても、橋本市をどんどんアピールすることを常に考えていかなあかんと思うんで、橋本市の市民プールに来たら、こういう方の絵があった。QRコードってするんか、そしてそこへ全ての情報を入れておくんか、当時の金メダルのメダルの模様はこんなんやったんやとかわかるようなことをやっていただけたら、橋本市はこんなゴールドメダリストが出たんですねみたいな情報が、多分、市内外へどんどん出ていくんやと思うんで、ぜひともそういうアピールしていただきたいと思います。

次に、再質問、サブプール大変やということであれなんですけど、また脱線するかもわかりませんが、集客のためにはどのような努力されとるんかなと。市民プールをアピールする。今、市民プールというの、割に閉鎖されていっているという話もよう聞くんですけど、橋本市民プールはどういうアピールの仕方しておるんか、集客するためにはどの

ような努力しておるんかというの、ちょっとお教え願えますか。ちょっと脱線しておったら、すいません。

○議長（中本正人君）教育部長。

○教育部長（森中寛仁君）議員おただしのとおり、最近では五條市のプールも水害でつかったということにより閉鎖になっておりますし、奈良の吉野のプールも閉鎖になったと聞いております。しかしながら、本市の市民プールにつきましては、流水のプールもあるということで、結構、近隣からの利用者の方も多くなっております。京奈和自動車道の開通でありますとか、また371号バイパスとかで、大阪のほうの民間のプールは高いということで、大阪方面からの利用の方も多くなっているとお聞きしております。

ちなみに、昨年度は利用者が約3万8,000人で、今年度は4万1,000人と、約3,000人ぐらい増加になっております。利用料金も値上げしたんですけれども、大人が900円、子どもが450円と、やはりああいうぐらいの施設のプールに比べて、大阪とかに比べると料金のほうは安いのではないかなと考えております。

そして、集客のための営業努力といたしましては、現在、プールの運営につきましては、文化スポーツ振興公社のほうへ委託しておりますが、例えば、平日は10時がオープンとなっておりますけれども、やはり利用者の多い休日につきましては30分繰り上げしまして9時半からオープンと。そして、またいろいろ、今まで多くの要望がありました飲食につきましては、公社のほうで今年から試験的にスナック菓子の販売でありますとか、カップ麺の販売をさせていただきましたところ、大変好調で利用が多いというようなところでございます。こういうふうなところもありまして、今年度は利用者が伸びてきたのではないかなと考えております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。

本線のサブプールがもうなかなか難しい話になってしまったんで、何を問うたらえんかというのは難しいんですけども、今すぐやれという話ではないので、東京オリンピックが4年後、2020年に開催されるということで、財政健全は5年かけてするということでやっているんで、それ以降でも構わんと思うんです。今すぐはできないけども、ひょっとしたら5年過ぎたら、ひょっとしたらその方向へ行けると違うのかなと思うような希望を残していただけたらありがたいかなと思います。よろしくをお願いします。

以上で一つ目、終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、空き家対策の進捗状況に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）次に、本市の空き家等対策の取り組みの進捗状況についてお答えします。

本年4月から開始した空き家等の実態調査は、7月末時点で863件の調査が完了しており、残りの調査対象件数は1,381件となっています。

調査を終えた空き家等のうち、前面道路や隣接地に悪影響を及ぼしている、いわゆる特定空き家等については、所有者等による適切な管理を促すよう、空き家等対策の推進に関する特別措置法第12条の規定に基づく助言文書の送付等を随時行っており、その件数は83件となっています。

中でも特に近隣への影響が大きいと考えられる2件の特定空き家については、同法第14条第1項の規定に基づき、修繕等必要な措置をとるよう指導しています。

また、空き家等の利活用を促進するため、

広報はしもと、本市ホームページ、フェイスブック等で空き家バンク制度の周知を行った結果、現在3件の空き家が公開中であり、うち1件については売買契約交渉中となっています。

次に、空き家の倒壊が予想できる場合の対策についてお答えします。

近隣住民等からの通報等により、倒壊が予想できる空き家等を掌握した場合は、早急に現地調査を行います。その結果、使用実態がないこと、また倒壊等著しく保安上危険で、放置することが不適切な状態であること、さらに前面道路や隣接地へ悪影響を及ぼしている場合には、同法に基づき所有者・管理者・相続人を調査し、掌握した所有者等に対して、助言文書、現状の写真、位置図や種々の情報を記載した対策ガイドを送付し、適切な管理を促します。なお、悪影響の度合い、切迫性が大きければ、指導を行うこととなります。

ただし、倒壊が予想できる建物であっても使用実態がある場合は、同法に基づく対策の対象外となります。また、市道に隣接し、道路に悪影響を及ぼすような場合には、道路管理者から道路法に基づく措置を行うこととなります。それ以外の場合は、特定行政庁である和歌山県に対して、建築基準法に基づく措置を依頼することとなります。

次に、空き家に隣接する住居に対する説明についてお答えします。

現在実施中の空き家等に関する調査の詳細を近隣住民へ提供する予定はありません。

ただし、使用実態がなく、適切な管理がなされていない空き家等のうち、保安上危険であり、衛生上有害である等の理由により、周辺的生活環境に及ぼす影響の度合いが大きいものについては、区長・自治会長を通じ、空き家等の現況や市の対応策などを説明させていただきたいと考えています。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問  
ありますか。

6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございました。この大項目2のところ、当局に見に行くといてよと言うていた、僕は空き家とお  
っておるんやけども、その建物の持ち主は現在  
使つとるということで、なかなか前へ進まな  
かったんですけど、とうとう倒壊した。たま  
たま誰も横にいてませんでした。休みの日  
でも、もしその隣で子どもが遊んでおたりし  
ておったら、多分、圧死しとるんかなとい  
うような状況でございました。朝方6時頃や  
ったかとは記憶しておるんですけども、近  
隣の方がびっくりするような音で倒壊され  
たと。そういう建物が、前回でも再質問さ  
せていただいたんですけど、市の空き家  
に対する助成施策などがありますか。必要  
性をどう考えていただいておりますかとい  
うことで、よろしくお願ひします。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）お答えいたします。

現在のところ、市独自の助成というの  
はないわけですが、ただ、国におき  
ましては、空き家再生等推進事業等の  
制度がございまして、採択要件を満  
たしますと、除却、活用のための改  
修工事、そういったものに対し  
まして、市もしくは民間の方が  
行う工事の一部を市が補助する  
場合に、国のほうからも一部を  
補助いただけるというものが  
ございます。

また、本年度になりまして、  
空き家対策総合支援事業とい  
うような事業も国のほうで  
新設をされてございます。こ  
ういった事業、空き家等の  
対策については、対策を進  
めていく上では、非常に有  
効な事情であるというふう  
に考えております。

ただ、そういう採択要件の中  
で、市として

どういった対策ができるのか、  
またどういった体制が有効  
なのかということに加えま  
して、市の財政負担、そうい  
うものも見定める必要があ  
ろうかというふうに思っ  
ておりますので、現在行っ  
ています調査、この進捗、  
結果等を勘案いたしまし  
て、今後、検討をしていき  
たいというふうに思っ  
ております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）助成施策  
はあるでよかったですか。も  
う一度、すいません、そこ  
だけ。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）除  
却、活用に対する国のほう  
の助成事業というのはござ  
います。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）国の助  
成事業ということで、これ  
は本人、持たれている方が  
自分で当然処理せなあかん  
金額なんですね、ほんまは  
。国からどれぐらいの割合  
で、そんな助成をしていただ  
けるんですかね。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先  
ほどの空き家再生等推進事  
業で、例えば、除却の場合  
でございまして、これにつ  
きましては、採択要件が  
ございまして、民間が行  
う場合には、国のほうにつ  
いては5分の2、市が5分  
の2、残りが民間の方の負  
担ということになります。  
また、公共団体が行う  
場合には、国が5分の2、  
残りは市で5分の3とい  
った内容となっております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありが  
とうございます。その持ち  
主さんに対してこういう  
助成施策がありますよとい  
うことをしっかりとお伝  
えしていただいて、ある  
地区の倒壊があったよう  
なことが事前に防げます  
ように、これからもご指  
導をしていただいたらあ  
りがたいと思います。

次ですけれども、県下での代執行などによる空き家の除却の実例はあったのでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）この空き家等の対策措置法に基づきまして、行政が代執行等を行って除却した事例というのは、現在のところ、県下での事例というのは確認ができておりません。

ただ、今年の3月でございましたけれども、和歌山県の景観の支障防止条例、これに基づきまして、県下の他町でございますけれども、で、建物を強制的に除却したという事例は1件ございます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。景観が悪いので、県が主導で全額出してしたということではよろしいんですか、これは。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）除却については行政のほうで代執行しますので、その除却に要した費用というのは、後に所有者の方に請求をしていると思います。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）それは県が回収の見込みがなかったも、そういうのは調べて貸していただけるということになるんですかね。現金を持たれていない、うちが潰すお金がないんやということで、それでなかなか空き家という対策が進んでいけへんのと違うんかなと思うんやけど、その県が潰されたときの費用は、後で回収するになるんやろと思うんですけども、それはきっちり回収できるという前提の上でということですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）執行にあたりましては、今回の訴訟と同じように、まず指導等から順次作業を進めていくわけでございますけれども、それを行った上でも所有者の方が解

体をしないというような状況で、そのまま放置しますと近隣等、生命等に危険が及ぼすと、今回の事例でいきますと景観でございますけれども、措置法なんかでいきますと、当然、近隣の方、それから人命等に影響を及ぼすと判断した場合に行政のほうで執行するということで、その費用については後に所持者の方に請求していくと、そういうことになるかと思えます。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ほんまに空き家対策、これはしっかりしていかなと、僕がいろいろ橋本市内を見渡す中で、屋根の中心を起点に折れとるような屋根とか、また屋根に穴がある家とか、ほんで、いろいろある、何軒も僕、見るんですけど、当然、所有者がおるんで、その持ち主さん同士のお話になるんだとは思ってますよ、この空き家というのはね。当然、個人の責任においてするわけでしょうけども、しっかりと指導していただきたいという、これ、今、三つ目、ちょっと再質問させていただきたいんやけど、勧告や命令などを受けた場合、空き家の所有者はどのような不利益を生じるのか、よろしく願います。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、助言、指導等から始まっていくわけでございますけれども、それでも対応していただかないということになりますと、次の段階として勧告ということになります。勧告を受けた特定空き家の敷地に関しまして、住宅用地に対します固定資産税、それから都市計画税の標準課税の特例を受けられている場合には、この勧告を受けることによりまして、その特例の対象から除外されるということになります。

また、命令に違反をいたしますと、50万円以下の科料に処されるということになります。また、先ほども申しましたが、その後、市が

代執行等をいたしますと、その執行に要した費用については所有者の方に請求をしていくと、そういった状況になってまいります。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。橋本市内まだ、特例というんか、除外されている、勧告されてどんどんしていったのに、前へ進めへんような、かなり傷んだ家というのは、まだかなりあるんでしょうかね。これからそれに対して、今どういう状態で進めるのかだけ、ちょっとお教え願いたいんやけど。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほど壇上でもお答えをいたしましたけども、助言文書の送付を送っているのが、現在、調査と並行してそういうことを進めておるわけでございますけれども、83件ということで、うち2件につきましては指導等を行っているという状況でございます。今後、そういう指導等を行った家屋については、後の状況というのを確認しまして、それに応じて順次、法に基づきまして、手続きを進めていくというふうに考えております。

○議長（中本正人君）6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。はじめにも申させてもらっていますけども、個人の持ちもんやからなかなか難しい話なんですけども、しっかりと、その地区には区長もいらっしゃることやから、区長と話ししながら、これはもう大変危険やったら、相当きつい処置をしていかんと、私の言いました倒壊したような事例になったときに、人に対しての被害がわれへんだらあれですけど、やっぱり損害賠償みたいなことも起こってくると思うんで、しっかりとこれから空き家まだまだどんどん増えていく中で、スピード感のある指導、勧告、また固定資産税の免除しとる

部分を上げていくということですね、あれ。都市計画税とか、また上がるということになるんやな、その土地に関しては。そういうことをしっかりとさせていただいて、できるだけ空き家の問題が上がってきませんように指導していただくようお願いを申し上げまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、樋門周辺の水害対策の進捗状況に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）次に、樋門周辺の水害対策の進捗状況についてお答えします。

はじめに、市内各樋門排水ポンプ設置の進捗状況については、現在市内6箇所の樋門において、排水ポンプによる対応を実施しています。

まず、野樋門及び大谷川樋門は、それぞれ口径300mmのポンプ2台の常設設置が完了しています。浦島川樋門には口径200mmのポンプ2台、垣花樋門は口径200mmと300mmのポンプ各2台を出水期間に常時設置しています。神野々樋門、雨天樋川樋門はそれぞれ口径200mmのポンプ各2台を、紀の川の増水時に設置することとしています。

続きまして、大谷川樋門周辺のフラップゲート設置と越水防止対策はいつ頃できるのかという質問についてお答えします。

洪水時に大谷川からの逆流による近隣住宅への被害を防止する目的から、越水防止対策とフラップゲートの設置が和歌山県の事業で計画されています。県からは今年度中の工事完成を目標に、現在、国土交通省等関係機関との協議調整を行っている聞いています。

○議長（中本正人君）6番 小林君、再質問ありますか。

6番 小林君。

○6番(小林 弘君)ありがとうございます。  
再質問させていただきます。

先にちょっと、本日も台風14、15、16と発生いたしました。冒頭にもちょっとお話しさせてもうた、かなり今年も被害の大きな台風が日本に向かってどんどん来るような状況になっております。ぜひとも水害の起こっているような樋門に関しては、早い常設のポンプ、常設の排水をしていただきたいと思います、また再質問に入っていくんですけども、平成25年頃に、台風による大雨で、紀陽団地において浸水があったと記憶しておりますが、そのときの大滝ダムからの放流量はどれぐらいだったのか。また、市内の日当たりの雨量はどれぐらいだったのですかというて、これ、あまり市内だけの雨量を聞いてもあれなんですけども、ちょっと教えてください。

○議長(中本正人君)建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君)平成25年の9月の15日から16日にかけて、台風18号による影響で市内でも浸水の被害が発生いたしました。15日ですけれども、日雨量ですけれども、これは市役所の雨量計では127mmでございました。最大の時間雨量は午後9時に22mmでございました。翌日、16日につきましては、日雨量は、同じく市役所の雨量計で125mm、時間最大雨量は午前の6時に30mmでございました。

一方、大滝ダムの最大放流量でございますけれども、16日の午前2時に1,199.3tでございました。

○議長(中本正人君)6番 小林君。

○6番(小林 弘君)ありがとうございます。いろいろな数字、大変な雨量やったと記憶しております。今年の被害の大きかったところも、一応調査してどれぐらいの雨量降ってあるんかとかも、また調べておいてください。

このときの被害を踏まえて、市として何か対策を講じているのですか。よろしくお願

いします。

○議長(中本正人君)建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君)ただ今、ご報告しました25年の被害にありました大谷川でございますけれども、ここについては、当時、紀の川へのポンプを設置しまして、流す放流管の設置につきましては、その都度行っております。ポンプの起動までにかなり時間を要しておったわけでございますけれども、その後、平成26年の6月でございますけれども、放流管の常設の工事を行いまして、完了しております。

また、発電機を早い段階で設置をすることで、迅速な対応が可能ということになりました。また、その他の排水ポンプを設置している樋門につきましては、一部の樋門のほうで、同じようにポンプの常設でありますとか、排水管の常設等の作業も進めている部分がございます。進捗としては、そういった状況でございます。

○議長(中本正人君)6番 小林君。

○6番(小林 弘君)ありがとうございます。年々、樋門周辺の整備ができていっているので、今までは台風が来るたびに、心臓がきゅーっとなっとたんですわ。もう今回も三つ湧いたんで、きゅっきゅきゅきゅいうんですよ。本当なんですよ、これ、ほんまに地元が水害にきついと、ほんまにきゅーっとなるんです。もう同僚議員も一緒だと思いますけども、本当に心臓が縮こまる思いでね。ほいで、まず、大谷樋門の近くのフラップゲート設置と越水対策を行うことによりかなりの効果があると思うが、どうでしょうか。ちょっと県議会議員の先生にもお願いしとるんですけども。

○議長(中本正人君)建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君)ゲート等の設置による効果というお話やと思いますけれども、

大谷川の周辺にかけて申しますと、この浸水被害の要因として考えられるのが、まず、大谷川の水位が上昇しますと、近隣の住宅からの排水が川との高低差の関係で困難になるというためでございます。

そこで、住宅のほうからの排水については、ポンプで紀の川のほうに直接放流するということと、もう一点は、大谷川からの逆流を防止するというので、越水対策、それから、それに伴いますフラップゲートの設置、これは減災に対する効果が期待できるのかなというふうに思っております。

○議長（中本正人君） 6番 小林君。

○6番（小林 弘君）ありがとうございます。減災効果、期待できるということで、そういったことで少しでも早く対応していただくように、県に対して早く設置の要望をお願いしてください。よろしくお願いを申し上げます。台風がまた橋本市に来んように願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（中本正人君） 6番 小林君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）